## 入札時における見積内訳書の取扱要領・新旧対照表

入札時における見積内訳書の取扱要領・新旧対照表						
改正内容	現行					
(見積内訳書の内容・作成)	(見積内訳書の内容・作成)					
第3条	第3条					
5 見積内訳書には、第1項から第3項に定めるもののほか、商 号または名称、工事等の名称、工事価格または業務価格を記載する こと。ただし、見積内訳書への社印等の押印は不要とする。	5 見積内訳書には、第1項から第3項に定めるもののほか、 <u>提出日、入札参加者の住所、</u> 商号または名称、 <u>契約番号、</u> 工事等の名称、 <u>工事等の場所、</u> 工事価格または業務価格を記載すること。ただし、見積内訳書への社印等の押印は不要とする。					
(効力)	(効力)					
第5条	第5条					
1(2)商号または名称、工事等の名称、工事価格または業務価格の記載がないもの。	1(2) <u>提出日、入札参加者の住所、</u> 商号または名称、 <u>契約番号、</u> 工事等の名称 <u>・場所、</u> 工事価格または業務価格の記載がないもの。					
附則						
この要領は、平成28年11月1日から実施する。 附則	この要領は、平成28年11月1日から実施する。					
この要領は、平成29年10月1日から実施する。						